

## 保健福祉部医療政策室の設置について

### 1 趣旨

新しい保健医療計画の実施、医師確保対策等、県の医療に関する重要施策に一体的に取り組むため、医療推進課等を改組し、平成25年度より新たに、保健福祉部に「医療政策室」を設置すること。

### 2 医療政策室の概要

#### (1) 保健福祉部及び医療局の組織（現行）

保健福祉部		医療局	
○保健福祉企画室	○医療推進課	○医事企画課	○職員課
○健康国保課	○地域福祉課	○経営管理課	○業務支援課
○長寿社会課	○障がい保健福祉課	○医師支援推進室(注)	
○児童家庭課	○医師支援推進室(注)		

(注) 医師支援推進室は保健福祉部と医療局との共管の組織

#### (2) 医療政策室の組織（平成25年4月1日～）

現 行	改 組 後
〔保健福祉企画室 (医療再生)〕 〔医療推進課〕	〔医療政策室〕
<b>〔保健福祉企画室〕</b> ——▲特命 (医療再生) —— 室員 <b>〔医療推進課〕</b> ◎総括課長 — [▲医療] —— 課員 — [▲地域医療推進] —— 課員 — [▲感染症] —— 課員	<b>〔医療政策室〕 (新設)</b> ★室長 (兼 医師支援推進室長) —— [▲医療政策] —— 室員 — [◎医務] —— 室員 ——▲特命 (医療再生) — [◎地域医療推進] —— 室員 —— [▲感染症] —— 室員

[凡例 ★：副部長級 ◎：総括課長級 ▲：担当課長級]

ア 医療政策等に関する業務を担当する部内室として、「医療政策室」を設置。

イ 医療政策室長は副部長級とし、医師支援推進室長を兼任。

ウ 新たに「医療政策担当課長」を設置。

エ 「医療担当課長」を総括課長級に格上げ（名称は「医務課長」に変更）。また、「地域医療推進担当課長」を総括課長級に格上げ（名称は「地域医療推進課長」に変更）。

### 3 主な所掌事務

#### (1) 医療政策担当

新しい保健医療計画、地域医療再生計画、公立病院改革推進指針等（なお、大規模な予算を抱える地域医療再生臨時特例基金事業の推進・管理については、特定課題として、別途、特命課長が担当）

#### (2) 医務担当

医療法等に基づく指導・規制業務のほか、室の管理業務（議会、予算、庶務等）

特命課長において、被災地医療確保・医療施設復旧・復興事業を担当

#### (3) 地域医療推進担当

地域医療体制の整備、がん対策、緩和ケア対策、救急・へき地・周産期医療等の個別医療対策・事業の実施等

#### (4) 感染症担当

従前の新型インフルエンザ対策、感染症予防対策等のほか、発災以降の放射線健康影響対策等